

米子商工会議所1階ロビーショーケース貸出運用規程

第1条（目的）

米子商工会議所（以下、「当所」という。）会員企業の商品等や当所事業により実現した成果等を当所1階ロビーショーケースでPRすることにより、当所会員企業の事業拡大等に役立てる事を目的とする。

第2条（対象者）

当該サービスは、当所会員・官公庁及び当所が認めた各団体等であり、当所会員については、期限が到来した会費を完納した者に限る。また、（1）～（5）に該当するものであると当所が判断した場合は、当該サービスの対象としない。

- （1）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- （2）関係法規に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- （3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- （4）会員及び閲覧者等に誤解又は不利益を与える恐れのあるもの
- （5）その他、当該サービス実施上不適当な事項があるもの

第3条（申込方法）

当該サービスの利用を希望する者は、所定の申込用紙に記入し、当所事務局へ提出するものとする。

第4条（利用料）

当該サービスの利用料は無料とする。

第5条（使用期間）

ショーケース使用期間について、原則申込月から6ヶ月以内とし、6ヶ月ごとの自動更新とする。ただし、使用期間満了までに、当事者の一方が相手方に対し、当サービスを終了させる旨の通知をした場合はこの限りではない。

第6条（展示物等）

展示物・掲載物等については、申込時の記載事項とし、当所にて精査後承認するものとする。ただし、原則次のいずれかの条件を満たすものとする。

- （1）自社が開発あるいは製造した商品・製品・サービス等
- （2）経営革新（国・鳥取県版を問わない）の認定を受けた商品、製品・サービス等
- （3）農商工連携・地域資源活用の認定を受けた商品・製品・サービス等
- （4）地元産品商品・製品・サービス等

※地域産業資源活用事業 鳥取県地域産業資源認定品に限る

- （5）その他

第7条（管理）

展示物の管理については、原則として申込者で行うものとする。ただし、その管理等について不適当と判断される場合には、申込者に通知の上、当所で撤去できるものとする。

第8条（免責事項）

- 1 当該サービス利用における情報の詳細や取引に関しては、当事者間で直接連絡交渉するものとし、利用により生じた取引上の問題等について、当所は一切の責任を負わない。
- 2 設置する展示物に関する一切の責任は、申込者に帰属する。